

令和5年度
「革新的な統合気象データを用いた
洪水予測の高精度化」研究開発公募
実施要領

令和5年11月

国土交通省 九州地方整備局 河川部

令和5年度「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」
研究開発公募について

「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」研究開発公募は、水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的とする。

本要領では、研究開発 Society5.0 との橋渡しプログラム (BRIDGE) 運用指針 (令和4年12月23日ガバニングボード決定) に基づき公募を行います。

応募〆切：令和5年11月30日(木)【必着】

<応募書類提出先>

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 国土交通省 九州地方整備局

河川部 水災害予報センター 中小河川水防係

・E-mail: qsr-kasen_mizusai01@mlit.go.jp

制度全般に関する問い合わせ先

国土交通省九州地方整備局河川部 水災害予報センター 中小河川水防係

E-mail: qsr-kasen_mizusai01@mlit.go.jp

**令和５年度「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」
研究開発公募 実施要領
目 次**

1. 「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」研究開発公募の概要 . . .	1-1
1.1. 研究開発公募の目的	1-1
1.2. 研究開発公募	1-1
1.2.1. 応募資格	1-1
1.2.2. 費用の負担	1-2
1.2.3. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール	1-2
1.3. 委託契約	1-2
1.4. 年度末評価・最終評価の実施	1-2
1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成	1-2
1.6. 知的財産権の排他的実施の制限	1-2
1.7. 研究成果の公表	1-3
1.8. 研究成果のフォローアップ	1-3
1.9. 応募手続き	1-3
1.10. 研究資金の適正な執行について	1-3
1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除	1-3
1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について	1-3
(1) 不正使用及び不正受給への対応	1-3
(2) 研究活動における不正行為への対応	1-4
(3) その他	1-4
1.11. 問い合わせ	1-4
2. 公募要領	2-1
2.1. 公募概要	2-1
2.2.1 新規応募時	2-1
(1) 技術研究開発課題	2-1
(2) スケジュール	2-2
(3) 応募書類	2-3
(4) 応募書類の審査	2-5
(5) 審査結果の通知・公表	2-5
(6) 技術研究開発の委託契約	2-6
2.2.2 年度末評価及び最終評価	2-6
(1) 技術研究開発課題	2-6
(2) スケジュール	2-6
2.2.3 研究成果の報告及び報告書の作成	2-6

3. 募集に関する一般事項	3-1
3.1. 研究開発費の用途について	3-1
3.2. 間接経費について	3-1
3.3. 取得財産の管理	3-2
3.4. 若手研究者の自発的な研究活動等について	3-3

別添資料

<別添資料 1> 委託研究契約書（例）	1
<別添資料 2> 共同研究体協定書（案）	11
<別添資料 3> 申請事項変更届	15

※応募書類、提出書類については、別冊の様式をご覧ください。

1. 「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」研究開発公募の概要

1.1. 研究開発公募の目的

水管理・国土保全行政における技術政策課題を解決するため、産学の持つ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することを目的としており、技術分野や課題毎に産学官連携による技術研究開発体制を構築することにより課題の解決を目指します。

本要領では、研究開発 Society5.0 との橋渡しプログラム（BRIDGE）運用指針（令和 4 年 12 月 23 日ガバニングボード決定）に基づき公募を行います。

1.2. 研究開発公募

1.2.1. 応募資格

本公募において、応募資格があるのは、以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者又は以下の①～③のいずれかの機関に所属する研究者からなる共同研究体です。

- ①学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学又は同附属試験研究機関やその他公的研究開発機関
- ②研究を主な事業目的としている、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ③日本に登録されている民間企業等（※ 1）

なお、技術研究開発の実施にあたっては、研究代表者の所属する機関、又は共同研究体と国土交通省九州地方整備局との間で契約を締結することとなります。研究者は提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要となります。

※ 1 「③日本に登録されている民間企業等」は、以下の基準を満たすことを条件とします。

- 1) 民法、商法その他法律により設立された法人であること。
（定款及び財務諸表を添付すること）
- 2) 応募した技術研究開発を実施する能力を有する機関であること。
また、日本国内に本申請に係る主たる技術研究開発のための拠点を有すること。
（応募した技術研究開発を自ら実施できる能力を有する機関であることを証明する資料を記載・添付等すること。（例）研究開発施設や事務所の所在地、研究施設の概要、近年の学会等研究開発活動に関する報告書等）
- 3) 研究費の機関経理に相応しい仕組みを備えていること。

1.2.2. 費用の負担

国土交通省の費用負担の限度額は表 1.1 のとおりです。

表 1.1 費用負担の限度額等

公募課題	費用負担限度額 ^{※1※2}	技術研究開発期間、新規採択件数 ^{※1※3※4}
革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化	技術研究開発期間の合計として 328 百万円程度 (R5 年度 60 百万円程度 R6 年度 194 百万円程度 R7 年度 74 百万円程度)	3 年 1 件程度

※1 内閣府の決定等により対象となる施策、配分額、期間は変動する場合があります。

※2 費用負担限度額については、間接費及び消費税込み。

※3 技術研究開発期間、新規採択件数は、募集内容により変動する場合があります。

1.2.3. 公募課題、採択審査基準及びスケジュール

2.2.1 に示す通りに、公募課題、審査基準及びスケジュールを設定しています。

なお、スケジュールについては今後変更することがあります。

1.3. 委託契約

有識者からなる「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」研究開発公募評価委員会（以下、「評価委員会」という。）における審査結果等を踏まえ、採択にあたっては、提出いただいた研究計画の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画に基づき、国土交通省九州地方整備局と委託研究契約を締結します。

また、複数年継続課題のため、年度毎に年度末評価を実施し、継続の可否を決定することから、単年度毎の契約となります。

1.4. 年度末評価・最終評価の実施

本公募課題については、内閣府が設置する「BRIDGE 評価委員会」による年度末評価と最終評価を実施します。年度末評価の結果、配分額の変更や研究目的の達成が困難であると判断されたものについては本制度による技術研究開発を終了する場合があります。

1.5. 研究成果の報告義務及び報告書の作成

採択された研究テーマについては、年度毎に得られた研究成果について研究概要・成果の要旨、研究開発成果概要、報告書を提出していただきます。

1.6. 知的財産権の排他的実施の制限

研究成果について、公共目的で国が利用する場合は、その使用を認めていただきます。

1.7. 研究成果の公表

委託研究完了時（委託研究実施期間内においては、公表しようとするとき）に、研究成果の公表を行う場合は、契約機関と公表の可否等について協議して下さい。

別添資料1「委託研究契約書（例）」第25条を参照して下さい。

1.8. 研究成果のフォローアップ

研究期間終了後、研究代表者に対して研究成果の行政実務への応用化、実用化状況等の調査に協力していただくことがあります。

1.9. 応募手続き

P2-1～P2-6をご確認下さい。

1.10. 研究資金の適正な執行について

1.10.1. 不合理な重複・過度の集中の排除

研究資金（他府省の競争的資金等含む）の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、国土交通省は、以下の措置を講じることができることとします。

- (1) 不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部を他の研究資金配分機関に情報提供する場合があります、不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがあります。
- (2) 応募書類に記載されている研究資金の応募・受け入れ状況について事実と異なる記載があった場合は、研究テーマの不採択、採択取消し又は減額配分をすることがあります。

1.10.2. 不正使用・不正受給ならびに研究上の不正について

(1) 不正使用及び不正受給への対応

研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

所属機関において「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえ、利益相反・責務相反に関する規定の整備が重要です。所属機関としての規定の整備状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会すること

とがあります。

(2) 研究活動における不正行為への対応

研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章6.(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

(3) その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこと。

1.11. 問い合わせ

本要領に関する問い合わせは、次に従い日本語でお願いします。

(1) 提出期間及び提出方法

令和5年11月24日（金）までに電子メールにより提出をお願いします。

(2) 提出先（事務局）

国土交通省九州地方整備局河川部 水災害予報センター 中小河川水防係

E-mail: gqr-kasen_mizusai01@mlit.go.jp

2. 公募要領

2.1. 公募概要

産学のもつ先端的な技術を積極的に活用し、産学官連携による技術研究開発を促進することによって河川行政における技術政策課題を解決することを目的としています。

本公募は、研究開発 Society5.0 との橋渡しプログラム運用指針（令和4年12月23日ガバニングボード決定）に基づき公募を行います。

2.2.1 新規応募時

(1) 技術研究開発課題

令和5年度に新規に公募する技術研究開発課題は、1課題とし、1件を目安として採択します。

また、技術研究開発課題には、研究開発目標の設定、進捗管理等を行うプログラムディレクターを置く予定としています。

課題名	「革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」
技術研究開発期間、費用負担限度額	技術研究開発期間：3年 費用負担限度額：合計328百万円程度まで (R5年度60百万円程度、R6年度194百万円程度、R7年度74百万円程度)
背景・現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化によって日本近海の海面水温が将来に亘って継続的に上昇すると予測されている。そのため、停滞前線へ流入する水蒸気量や熱量がさらに増大し、線状降水帯のような豪雨イベントが今後頻発化・激甚化すると危惧される。 最新の気象予報モデルでは、線状降水帯を概ね再現できるようになってきたが、現状では線状降水帯発生時における流域の降雨量予測の精度は未だ不十分である。 国土交通省では、「水害リスクライン」により6時間先までの河川の縦断水位予測および洪水危険度の情報を提供している。しかし、水害リスクラインの精度は入力条件となる降雨量の精度に左右され、十分なリードタイムを有する高精度の洪水予測が実現できていないのが現状であり、複数のチャンネルによる相互補完的なアプローチが必要と思われる。 移流が卓越する線状降水帯等による降雨量の予測精度向上には、風上側で大気中の水蒸気と熱のフラックスをリアルタイムで精度よく計測することが不可欠である。 ごく最近になって、地上から上空の気温の鉛直分布を計測する革新的なライダー技術が開発された。水蒸気と気温の鉛直分布を計測する水蒸気・気温ライダーと風速・風向の鉛直分布を計測する風ライ

2. 革新的な統合気象データを用いた洪水予測の高精度化」研究開発 公募要領
年度末評価および最終評価

	<p>ダーを同時併用して風上側で観測を行えば、移流によって流域へ流れ込む水蒸気・熱フラックスを同定することが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水予測の精度向上は避難支援や流域治水などの水災害適応策の実装に極めて大きく貢献する。
課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> 洪水を引き起こす豪雨の発生に最も直接的に関与する水蒸気量と熱量の流入状況を直接捉えるために、我が国において線状降水帯による豪雨災害が最も頻繁に発生する九州の筑後川及びその周辺流域と球磨川・川内川流域の風上側にライダーシステムを設置し、水蒸気フラックスと熱フラックスのリアルタイム観測技術を開発する。 ライダーセンシングによる水蒸気・気温・風速・風向の鉛直分布（点データ）および、衛星データによる水蒸気・雲頂温度（赤外）分布と高層天気図（主に 850hPa）の風・相当温位分布を自己組織化マップを使って変換したパターンのマップ情報（面データ）を気象データとして統合する技術を構築する。 このような革新的統合気象データを入力情報に、流域の降雨量や河川流量・水位を教師データにした畳み込みニューラルネットワークの深層学習を行い、AI によって 6 時間・3 時間・1 時間先の流域雨量を予測し、流出解析モデル・洪水流モデル等の先進的解析を通じて、洪水予測の高精度化と統合気象データの有効性を定量的に評価する。 また、AI による河川流量/水位の直接出力の結果を評価し、予測精度を検証する。

(2) スケジュール

令和 5 年 11 月 10 日	公募開始
令和 5 年 11 月 30 日	公募締切
令和 5 年 12 月頃	選定審査
令和 5 年 12 月頃	採択の可否決定、公表
令和 5 年 12 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 6 年 1 月～令和 6 年 2 月	年度末評価（ヒアリング）
令和 6 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 6 年 3 月～令和 6 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 7 年 1 月～令和 7 年 2 月	年度末評価（ヒアリング）
令和 7 年 3 月	継続の可否決定、公表
令和 7 年 3 月～令和 7 年 5 月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き
契約締結後	委託契約による技術研究開発の実施
令和 8 年 3 月	委託契約による技術研究開発の終了
令和 8 年 5 月以降	最終評価

(3) 応募書類

応募は、指定した様式を用い、日本語で作成し提出して下さい。指定した枚数を超えることや枠をはみ出して作成することは認めません。また、文字の大きさについては10.5ptを基本として読みやすい文字の大きさとして下さい。応募書類は表 2.1 のとおりです。なお、評価時における評価基準は、表 2.2 のとおりです。

表 2.1 応募書類

様式	応募様式名称	所定枚数
様式申請票	応募・審査書類申請票	1枚
様式1	研究概要・成果の要旨	1枚
様式2	応募様式(その1)	2枚以内
様式3	応募様式(その2)	3枚以内
様式4	応募様式(その3)	1枚以内
様式5	技術研究開発年次計画・経費の見込み	1枚
様式6	研究年度(令和〇年度)の必要経費概算	1枚
様式7	研究者データ(共同研究者を含む全員分)	各2枚
その他	参考資料(様式自由)	20枚以内

a) 添付書類

応募にあたっては、以下の資料又はこれに準ずるものを添付して下さい。

- ・法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容等を確認できるもの1部(ホームページ等で確認できる場合は、ホームページ公開アドレスを様式申請票に記載して下さい)※

※既存のパンフレット等でも結構です。また、複数の研究者から構成された研究体制の場合、研究代表者に加え、すべての研究者の所属機関について提出して下さい。

b) 提出方法

応募様式の提出は、電子データ(様式-1~様式-7はwordファイルの形式)で、また、「法人の概要、研究開発に係る事業部、研究所等の組織、事業内容、研究内容」等が確認できるホームページが確認できない場合に提出するPDF等ファイルをメールにより提出して下さい。ただし、メールによる提出ができないパンフレット等の添付書類はメールにその旨記載し郵送で提出することができます(応募〆切までに必着)。

c) 応募書類の提出期限及び提出先(事務局)

応募様式の提出期限及び提出先は以下の通りです。

- ・提出期限：(表 2.1 の応募書類) 令和5年11月30日(木)必着
- ・提出先：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
国土交通省九州地方整備局
河川部 水災害予報センター 中小河川水防係
- ・E-mail： qsr-kasen_mizusai01@mlit.go.jp

d) 応募書類の受理

提出された応募書類について、本要領に従っていない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽があった場合、または、応募資格を有しない者の応募書類については受理できません。

提出された応募書類を受理した場合は、事務局から受理した旨をメールにて送信します。提出後7日経っても受理メールが来ない場合は、お手数ですが事務局へご連絡願います。また、応募書類をはじめ、提出された応募関係書類は返却しませんので、予めご了承ください。

e) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、実施が適当であると判断された技術研究開発については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任を持って保管、廃棄いたします。

f) 注意事項

- 1) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている技術研究開発の応募は認めません。
- 2) 技術研究開発の応募にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することにご留意下さい。
- 3) 応募書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者側の負担とします。
- 4) 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成十一年法律第四十二号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- 5) 応募書類の提出期限後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。ただし、病休、死亡、退職、人事異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、〈別添資料3〉の様式にて事務局へ提出して下さい。
- 6) 採択された課題の研究代表者、共同研究者及びその所属機関は、本技術研究開発の期間中、委託者より、本課題に関係する業務が発注された場合、受託することができない場合があります。
- 7) 技術研究開発を実施する上で必要があれば、国土交通省と協議の上、国土交通省が所有する技術研究開発に必要なデータの提供、計測機器の貸与、フィールドの提供等を行います。

g) 個人情報等の取り扱い等

応募書類は、応募者等研究者の利益保護の観点から、原則として審査以外の目的に使用しません。重複排除の調査等のため、応募に関連する情報について関係機関に対して情報提供を行うことがあります。

(4) 応募書類の審査

提出された応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査を行います。審査の方法、時期、結果等は表 2.2 のとおりです。

表 2.2 応募書類 審査内容

選定審査	方法：応募書類の書面審査 時期：令和 5 年 12 月頃 結果：令和 5 年 12 月頃に電子メールにて研究代表者に結果を通知
------	---

審査は、有識者からなる評価委員会において表 2.3 の視点から総合的に行われます。なお、評価委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

表 2.3 採択にあたっての審査基準

(i) 技術開発要素	洪水予測に関する既存の技術に比べてどの程度の新規技術研究開発要素が認められるか
(ii) 有用性	河川行政への応用性及び研究成果の幅広い普及を通じた国民生活や経済活動に対する効果・意義が期待できるか
(iii) 実現可能性	目標達成及び社会実装が技術的に可能であるか 研究計画、経費、実施体制は適切か

(5) 審査結果の通知・公表

a) 審査結果の通知

審査結果については、結果によらず電子メールにて研究代表者に対して通知します。なお、審査結果に関する問い合わせには応じませんので予めご了承ください。

b) 審査結果の公表

審査結果、採択となった課題については、課題名、所属機関、研究代表者名を九州地方整備局のホームページ等で公表します。

(6) 技術研究開発の委託契約

技術研究開発の費用の一部について、国土交通省と研究代表者の所属する機関、又は共同研究体との間で委託契約を結ぶことにより負担します。なお、委託契約条件については、別添資料1「委託研究契約書（例）」を参照して下さい。外注に関する契約条件については、委託研究契約書第5条により、外注は同条に規定する「再委託」に該当します。また、複数の機関または研究者からなる共同研究体にて技術研究開発を実施する場合は、別添資料2「共同研究体協定書（案）」を参考に、共同研究体協定書を締結し、その写しを提出して頂きます。

2.2.2. 年度末評価及び最終評価

(1) 技術研究開発課題

令和5年度に採択された研究テーマで令和6年度以降も継続して技術研究開発を行うものを対象に実施します。

年度末評価及び最終評価は(2)のスケジュールを予定していますが、審査等の詳細については、委託契約完了後、別途お知らせします。

(2) スケジュール

令和6年1月～令和6年2月	年度末評価（ヒアリング）
令和6年3月	継続の可否決定、公表
令和6年3月～令和6年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 契約締結後
令和7年1月～令和7年2月	年度末評価（ヒアリング）
令和7年3月	継続の可否決定、公表
令和7年3月～令和7年5月頃	委託研究契約準備、委託研究契約手続き 契約締結後
令和8年3月	委託契約による技術研究開発の終了
令和8年5月以降	最終評価

2.2.3. 研究成果の報告及び報告書の作成

年度毎に得られた研究成果について、表2.4に示す書類を提出していただきます。詳細については、委託契約完了後、別途お知らせします。

表 2.4 年度毎の提出書類

	様式	提出書類	所定枚数
	様式-1	研究概要・成果の要旨	1枚
	様式-8	研究開発成果概要	9枚程度
	-	報告書（契約図書による）	
	-	その他（契約図書による）	

3. 募集に関する一般事項

3.1 研究開発費の使途について

(1) 経費の使途について

研究開発費(直接経費)の使途については、以下のとおりです。

a. 当該事業の遂行に直接必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- 1) 物品費：新たに設備・備品・消耗品等を購入するための経費
- 2) 旅費：研究者等の旅費、当該事業の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- 3) 人件費・謝金：
研究採択者本人（研究代表者及び共同研究者）の人件費（有給休暇等を含む）及び法定福利費、通勤費、住宅手当、扶養手当、勤務地手当、委託試験に係る退職手当等
- 4) その他：上記の他、当該事業を遂行するために必要な経費。
研究開発成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等
費目の具体的な定義については、研究開発費を受託する研究機関の規則・規定に従います。

b. 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- 1) 当該研究開発の目的に合致しないもの
- 2) 間接経費としての使用が適切と考えられるもの

(2) 費目間流用について

費目間流用については、委託者の承認を経ずに流用可能な範囲を、当該事業年度における直接経費総額の50%以内としています。

3.2 間接経費について

本委託研究契約による研究費をより効果的・効率的に活用できることを目的に、本委託研究を実施するために必要な機関の管理等に必要な経費を、間接経費として、原則、直接経費の10%程度を手当することが可能です。間接経費の主な使途としては、以下を参照ください。

間接経費の主な使途の例示

受託機関において、本委託研究契約による研究の実施に伴う機関の管理等に必要な経費のうち、以下のものを対象とします。下記の例示に記載があっても、本委託研究の管理等に関係がない経費への支出はできません。

(1) 管理部門に係る経費

- (ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費
など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(ケ) 設備の整備、維持及び運営経費

(コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

(シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(ス) 研究成果展開事業に係る経費

(セ) 広報事業に係る経費

など

3.3 取得財産の管理

購入した物品について、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上の物品は備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上の物品は資産として、それぞれ管理することとします。また、購入した物品について、耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の物品を消耗品として取り扱うこととします。

耐用年数1年以上かつ取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の研究機器について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に（当該年度を超えない範囲で）他の研究開発に使用するために転用または貸付を行う場合は、下記①②の条件を付したうえ、別紙様式による報告書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。この場合、国庫納付に関する条件を付さずに承諾するものとなりますが、提出された報告書において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必

要な要件が具備されていない場合はこの限りではありません。

①使用予定者との間で一時使用に関する管理協定を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。

②貸し付けを行う場合は原則無償貸付とする。ただし、貸付額は実費相当額を求めても差し支えないものとする。

3.4 若手研究者の自発的な研究活動等について

本制度は、若手研究者の育成・活躍機会の創出及びキャリアパスの形成を目的の一つとしており、研究代表者または共同研究者（以下、「研究代表者等」という。）が研究開発の実施のために雇用する若手研究者について、人件費を支出しつつ、当該研究開発に従事するエフォートの一部を、研究開発の推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。

(1) 対象者

原則として以下の全てを満たす者とする。

- ①民間企業を除く研究機関において、当該研究開発の実施のために雇用される者（ただし、研究代表者が自らの人件費をプロジェクトから支出し雇用される場合を除く）
- ②研究代表者等と同一の研究機関に所属する者
- ③令和5年4月1日時点で40歳未満の者
- ④研究活動を行うことを職務に含む者

(2) 実施条件

原則として以下の全ての条件を満たすこととする。

- ①若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- ②研究代表者等が、当該研究開発の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- ③研究代表者等が、当該研究開発の推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること（当該研究開発に従事するエフォートの20%を上限とする）

(3) 従事できる業務内容

上記(2)の全ての条件を満たす自発的な研究活動等（他の研究資金を獲得して実施する研究活動及び研究・マネジメント能力向上に資する活動を含む。）

(4) 申請方法

若手研究者が自発的な研究活動を希望する際は、採択後に提示する「自発的な研究活動等の承認申請手続」及び「自発的な研究活動等の変更承認申請手続」に従って、必要書類を提出してください。研究代表者は、若手研究者による自発的な研究活動等の実施が承認された場合、実施計画にその旨を記載してください。

(5) 活動報告

所属研究機関において実施が承認された研究開発については、「自発的な研究活動等の活動報告手続」に従って活動内容を報告し、必要書類を提出してください。

(6) 活動の支援、承認取消

研究代表者は、若手研究者の自発的な研究活動等について、必要に応じて、実施状況を把握し当該研究活動等を支援するとともに承認された当該研究活動等が適切に実施されるよう助言を行ってください。なお、当該研究活動等が(2)の実施条件に違反していることが確認された場合には、所属研究機関は、研究代表者等と相談の上、年度途中でも当該研究活動等の承認を取り消すことができます。

委託研究契約書（例）

委託研究契約書

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

委託料の限度額 ￥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ _____)

成果品の納入場所 国土交通省 九州地方整備局

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土交通省九州地方整備局長 ○○
○○と受託者 とは、次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

- 第 1 条 受託者は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。
- 2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第 2 条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第 3 条 受託者は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受託者は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、受託者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

5 受託者が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受託者が負うものとする。

6 受託者は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行体制の把握)

第 4 条 受託者は、前条第3項及び第6項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を委託者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受託者は、前項の場合において、委託者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(実施計画書の変更等)

第 5 条 受託者は、実施計画書の変更（各費目相互間における金額の5割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書を委託者に提出し、承認を受けなければならない。

2 委託者は、前項の変更後の実施計画書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、受託者と協議するものとする。

3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(委託研究の内容の変更等)

第 6 条 委託者は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不適當となったときは、委託者と受託者とが協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。

3 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項及び前項の場合について準用する。

4 第 1 項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第 7 条 受託者は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

2 委託者は、受託者の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めたときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)

第 9 条 受託者は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に委託者又は委託者の指定した職員により検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を委託者に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定は、委託者が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書

を受理した場合に準用する。

- 5 委託者は、第2項（第4項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、受託者にその旨を通知しなければならない。
- 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
- 7 受託者は、第5項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を委託者に引き渡さなければならない。

（委託料の支払）

- 第10条 受託者は、前条第7項により、成果品の引き渡しを完了したときは、委託者に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定により、適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 受託者は、委託者の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、委託者に対して、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（概算払）

- 第11条 受託者は実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払を請求することができる。
- 2 委託者は前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第1項の規定にかかわらず、概算払をすることができるものとする。
 - 3 前条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

（概算払の精算）

- 第12条 受託者は、第9条の払受報告の確認の結果、すでに概算払いにより受領した金額に差額が生じた場合は、委託者にその旨を申請する。
- 2 受託者は前項の結果に不足が生じた場合には、委託者に不足額の支払いを請求することができる。
 - 3 委託者は、前項の規定による請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 4 受託者は、第1項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを委託者に返還しなければならない。

（知的財産権の範囲）

- 第13条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、

意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）

四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、委託者と受託者とが協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。

2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

第14条 委託者は、契約締結日に受託者が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により委託者に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を受託者から譲り受けないことができるものとする。

一 受託者は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第16条の規定に基づいて、その旨を委託者に報告する。

二 受託者は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

三 受託者は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。

四 受託者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権

を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、委託者が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

五 受託者は、当該知的財産権が存続期間の満了等により消滅するまでの間、専用実施権及び独占的な通常実施権等を設定しないものとする。ここでいう独占的な通常実施権等の設定とは、当該知的財産権について権利保有者のみが実施（自己実施）すること、権利保有者が特定の者以外の者には実施許諾しないこと、又は実施許諾の対価（ロイヤリティー）を時価よりも著しく高く設定すること等のいずれかにより、実施権について独占的な状態を設定することをいう。

2 委託者は、受託者が前項で規定する書面を提出しない場合、受託者から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては出願、回路配置利用権に係る権利にあつては、申請に先立って行うものとし、受託者は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を委託者に提出するものとする。

一 受託者の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を受託者が承継した旨を記載した書面。

二 前号の知的財産権を受ける権利を受託者が委託者に無条件で譲渡する旨を記載した書面。

三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。

3 受託者は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと委託者が認める場合、当該知的財産権を無償で委託者に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の管理）

第15条 受託者は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、委託者の指示に従い、受託者は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを委託者の名義により行うものとする。

一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

二 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

三 プログラム等の著作物にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き

2 委託者は、前項の場合において、受託者に対し、受託者が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。

3 受託者は、当該委託研究に係る委託者の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、委託者より協力の要請があつた場合には速やかに対応することとする。

（知的財産権の報告）

第16条 受託者は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（国土交通省九州地方整備局「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願）」

3 受託者は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を委託者に提出しなければならない。

4 受託者は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を委託者に提出しなければならない。

5 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

第17条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権の全部又は一部を委託者以外の第三者に移転する場合には、第14条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう、当該第三者に約させなければならない。

2 受託者は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、移転承認申請書を委託者に提出し委託者の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハマまでに規定する場合は、この限りではない。

イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転をする場合

3 受託者は、第1項の移転を行ったときは、移転通知書を遅滞なく委託者に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

第18条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を委託者以外の第三者に実施を許諾する場合には、第14条第1項、第20条及び第21条の規定の適用に支障を与えないように当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の放棄)

第19条 受託者は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を委託者に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

第20条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて委託者に帰属する。

- 2 第14条第2項及び前項の規定により著作権を受託者から委託者に移転する場合において、当該著作物を受託者が自ら創作したときは、受託者は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(ノウハウの指定)

第21条 委託者及び受託者は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、委託者と受託者とが協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、委託者と受託者とが協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第22条 受託者は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が受託者に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第23条 受託者は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第24条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 三 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成20年1

0月21日国土交通省制定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反となる行為を行ったと認められるとき。

四 受託者(受託者が共同研究体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定により委託者が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期限までに納付しなければならない。

(委託料の経理及び監査)

第25条 受託者は、委託料の経理について、当該委託に係る支出の実績を確認できる根拠資料又は証拠書類(以下「証拠書類等」という。)に基づく支払実績額により受払報告書を整備し、証拠書類等とともに保管しなければならない。

2 受託者は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用(直接経費総額の5割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

3 受託者は、委託研究実施期間中の委託料の経理状況について、第2四半期及び第3四半期終了後30日以内に委託者に報告しなければならない。

4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託研究実施期間中の委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

5 受託者は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 受託者は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第27条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について委託者と受託者とが協議するものとする。

二 受託者は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前号で協議した内容に従うとともに、公表前に委託者に報告しなければならない。この場合、受託者は、特段の理由がある場合を除き、その内容が委託者の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。

三 前号の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、委託者と受託者とが協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補 則)

第28条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 福岡市博多区博多駅東 2-10-7
支出負担行為担当官
国土交通省九州地方整備局長 ○○ ○○ 印

受託者 住所

氏名 印

<別添資料 2>

共同研究体協定書（案）

（目的）

第1条 当該共同研究体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 国土交通省九州地方整備局委託に係る〇〇研究（当研究内容の変更に伴う研究を含む。以下「〇〇研究」という。）
- 二 前号に付帯する研究

（名称）

第2条 当共同研究体は、〇〇共同研究体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、〇〇研究の委託契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

（注）〇の部分、例えば3と記入する。

（構成員の住所及び名称）

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇大学

（代表者の名称）

第6条 共同体は、〇〇大学を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 共同体の代表者は、委託研究の履行に関し、共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって研究委託料（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し委託者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の〇〇研究の分担は、次のとおりとする。ただし、分担研究の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇研究〇〇大学

〇〇の〇〇研究〇〇大学

2 前項に規定する分担研究の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇研究の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担研究の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担研究を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本研究を行うにつき発注した共通の経費等については、分担研究額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担研究に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、共同体が〇〇研究を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが研究途中において破産又は解散した場合には、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担研究を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担研究を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(知的財産権)

第18条 構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり〇〇共同研究体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇大学
学長 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇共同研究体協定書第8条に基づく協定書

国土交通省九州地方整備局委託に係る〇〇研究については、〇〇共同研究体協定書第8条の規定より、当共同体構成員が分担する研究の研究額を次のとおり定める。

記

分担研究額（消費税及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇〇の〇〇研究〇〇大学〇〇円

〇〇大学外〇大学は、上記のとおり分担研究額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇共同研究体

代表者

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

〇〇大学

学長

〇〇〇〇

印

申請事項変更届

令和____年____月____日

殿

研究代表者：_____

所属：_____

役職：_____

E-mail:_____

_____の変更について

_____が変更になりましたので、「応募書類、あるいは審査書類」の注意事項の5)に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：_____

変更の内容：_____

変更の理由：（_____）による

その他：

申請事項変更届

令和〇年〇月〇日

国土交通省 九州地方整備局
〇〇 〇〇 殿

研究代表者：国土 太郎
所属：〇〇大学
役職：教授
E-mail：xxxx@xxxx.ac.jp

所属の変更について

研究代表者である私、国土太郎の所属が変更になりましたので、「応募書類、あるいは審査書類」の注意事項の5)に基づき以下の通り届け出いたします。

研究テーマ名：〇〇〇〇〇〇に関する技術研究開発

変更の内容：研究代表者の所属を △△大学 より 〇〇大学 に変更

変更の理由：(令和〇年〇月〇日付け人事異動)による

その他：

前所属である△△大学、新所属である〇〇大学及び共同研究者に上記内容を了解いただき、お
り研究の実施体制に影響はありません。